

○菊地恵一委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

立憲・無所属クラブの質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十分です。渡辺忠悦委員。

○渡辺忠悦委員 お疲れさまでございます。村上委員にほぼダブってますので、今回の事業には関係なさそうなのですが、関連ということで除草について取上げたいと考えております。

河川管理のうち、私どもで地域住民等から一番要望があるのは、除草の件なのであります。国の考え方の中に、どういう状態になったときに除草するかという、要綱なり指示があると思いますが、その辺のことをまず教えていただきたいと思っております。

○千葉衛土木部長 県では、河川管理施設の被害の未然防止とともに計画的な維持管理が行えるよう、令和二年九月に河川維持管理計画を改定し、除草や堤防点検等を行ってございます。この計画におきまして、県が管理する中小河川の堤防除草については、国の基準に基づきまして、年一回の除草を基本としております。また高水敷については、地域のイベントなど地元の要請に応じて適時実施してございます。今後とも、河川愛護会やスマイルサポーターの協力を得ながら、適切な河川管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○渡辺忠悦委員 まさに堤防に関しての除草については、河川堤防の保持のために、どういう状況かという状況把握のためだと基本的には考えておりまして、国では、最低年二回除草して――私は北上川が一番近いのですが、北上川のところどころに、例えば登米市で言いますと前田出張所がありまして、そこに河川パトロールをなさっている方が数人いらつしやいます。そういうふうなことで河川の除草もきちんとなされると。であれば宮城県の状況は、一回で私は見られないと思っております。基本的には数回除草をして、そして調査ができるように、またここで調査ということも出てきましたけれども、果たして今の土木事務所の陣容で、河川、総延長が二千七百公里。これの状況が調査できるのかどうか。この辺についても併せて教えていただきたいと思っております。

○千葉衛土木部長 まず堤防の除草は先ほど申し上げましたとおり、国の基準に基づいて年一回を基本とすると、今、委員御指摘のとおり、直轄で管理する河川と、それに隣

接する部分はどうしても直轄は二回刈っておりまし、県のほうでは一回とそこに差が出てございますが、そこは、全体として県のほうでも予算を工面しながら各事務所で努力してやっているところをぜひ御理解いただきたいと思っております。また河川の堤防等の調査につきまして、先ほど申し上げた河川維持管理計画に基づきまして、河川の重要度などを考慮しまして点検頻度を定めてございます。職員による定期的な巡視を行うほか、堤防除草後に実施する詳細点検につきましては、五年に一度専門業者に委託してございまして、必要人数は確保できているというふうに考えてございます。しかしながら、現在、技術職員の新規採用数が少なくなってきているということから、効率的で適正な維持管理を行えるよう、迫川などにおきましては管理する土木事務所のみならず、ダム管理事務所などが合同で研修会等を実施してございます。県といたしましては引き続き、こうした取組を継続的に行いながら、技術の伝承・人材育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○渡辺忠悦委員 今、部長からお話いただきました一番分かりやすい例が登米市内にございます。北上川に注いでる川で二俣川という川がございます。百五十メートルは国で管理なさっていたので、県分の百五十メートルは北上川下流で除草になって、これは年二回びしつとやっています。そこから百五十メートルの上、ここはぼうぼうなんですよ。県民からよく言われるのですが、これをどういうふうに私が説明したらいいか。金がないからできないのですというのが実際なのですが。それはなかなかいずい話だから、何のためにいるのやという話を言われますので、大変な状況にあるということをまず御認識を——総務部長よく聞いてくださいよ。金がないとかあるとかということも大切ですけども、そういうところで御認識をいただきたいと思えます。知事、一言コメントを頂ければ……。

○村井嘉浩知事 当然行政の理屈というのはあるのですが、ただ住民目線で考えると、ここまではきれいに刈っていて、そこを境目にして全く整備されていないということになると、なかなか理解していただけないというふうに思います。そういった意味では、地続きであるということを入れたら管理できるように考えていきたいというふうに思います。

2
○渡辺忠悦委員 先ほど村上委員への答弁の中で、県単のお金だというふうには総務部長

から御説明頂きました。宮城県の地方交付税は、大体平均千五、六百億円ぐらいで、近年県税収入が三千億円を超えています。ということはどういうことを言いたいかというと、交付税でこの河川管理について算定基礎からいうと、千五百億円のうち十五億円から十七億円ぐらいが交付税の算定処理をされていると私は思っています。プラス県税分が約三十億円のとって、県の河川管理で四十五億円ぐらいの金をつけても、総務部長、恥ずかしくないとは私は思っているのですが、その辺の御見解があれば——これは通告してないからアバウトで結構です。

○小野寺邦貢総務部長 土木部の予算につきましては、これは道路も河川も同じであります。まず土木部のほうで全体の調整をさせていただいて、必要な金額を要求していただくというところで進めております。必要な金額を我々もきちんと中身をチェックいたしまして、必要であるところについては、きちんとつけて対応していきたいと考えております。

○渡辺忠悦委員 今、後ろのほうから声がありましたけれども、まさに金がないからできないというのは、実は流域治水という考え方でいうと、田んぼに水入れさせてくれ、治山をうまくやってくれ、ここで何やってくれとあって、本体がきちんとしないで、水が漏れたから、消防団が来て月の輪工をやってくれというふうな話にならないと私は思います。ですから基本的には流域治水というものの考え方を打ち出したら、それなりに県としてもお金を出していかないと……。もう一つ、登米は、実は鹿も熊もいなかったのです。ところが最近見かけるんですよ。どこを来ているのかなと地域の皆さん方とお話するんですけど、河川を来ているのではないかと。だから河川敷の除草というのは、土木の治水だけではなくて、鳥獣害の防止にも役立つというふうに考えますので、ぜひ総務部長、金をつけてください。

○村井嘉浩知事 河川につきましては、災害の未然防止、河川環境の保全の観点から適切な維持管理が重要であると考えております。除草や堆積土砂の撤去等の河川管理予算を最優先に確保して河川整備を実施しております。県としては引き続き必要な予算を確保して、堤防を含めた河川管理施設が十分に機能を発揮できるようにしっかりと取り組んでまいります。